

令和6年度診療報酬改定(令和6年6月)のご案内

ベースアップ評価料

外来・在宅ベースアップ評価料 (I) (1日につき)

- | | |
|-----------------|-----|
| 1 初診時 | 6点 |
| 2 再診時等 | 2点 |
| 3 訪問診療時 | |
| イ 同一建物居住者等以外の場合 | 28点 |
| ロ イ以外の場合 | 7点 |

外来・在宅ベースアップ評価料 (II) (1日につき)

- | | |
|-----------------------|----|
| 外来・在宅ベースアップ評価料 (II) 1 | |
| イ 初診又は訪問診療を行った場合 | 8点 |
| ロ 再診時等 | 1点 |

※看護職員、その他の医療関係職種の賃金の改善を実施していくための評価が新設されたことにより、上記の点数を加算させていただきます。